

議案第8号

1. 定款の一部改正

一般社団法人鎌倉同人会の会員を「個人会員」と「法人会員」の2種として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員を「個人会員」とするため、第5条2の「会員」を「個人会員」に変更する。

会員資格の喪失について2年の期限により自動的に退会とするのではなく、会員の意向を踏まえた上で理事会の審議を経て退会するために、第10条(1)を変更する。

改正案

第5条 (法人の構成員)

2 前項の個人会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

第10条 (会員資格の喪失)

(1) 会費規定第7条により退会となったとき

〈参考〉

(法人の構成員)

第5条 この法人は、第3条の目的に賛同する個人又は法人であって、次条の規定によりこの法人の会員になった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき

議案第8号

1. 定款の一部改正

一般社団法人鎌倉同人会の会員を「個人会員」と「法人会員」の2種として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員を「個人会員」とするため、第5条2の「会員」を「個人会員」に変更する。

会員資格の喪失について2年の期限により自動的に退会とするのではなく、会員の意向を踏まえた上で理事会の審議を経て退会するために、第10条(1)を変更する。

改正案

第5条 (法人の構成員)

2 前項の個人会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

第10条 (会員資格の喪失)

(1) 会費規定第7条により退会となったとき

〈参考〉

(法人の構成員)

第5条 この法人は、第3条の目的に賛同する個人又は法人であって、次条の規定によりこの法人の会員になった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき